

令和7年6月2日

職員の懲戒処分について

1 該当者
課長職 50代男性

2 処分内容
令和7年6月1日付 減給10分の1 3ヶ月

本件は、当該職員が部下に対し、課員の見ている中、複数回にわたり叱責を繰り返したことにより、精神的な苦痛を与え、ひいては職場環境を害することにつながったものです。

当該行為は、公務の円滑な執行と秩序維持に支障をきたし、市民の信頼を損なうものであり、責任は重いものであります。「大野城市懲戒処分の指針」の基準に照らし、「減給」をもって処分することが妥当と判断いたしました。

3 事実内容
令和7年3月31日に収受した、大野城市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会から調査報告書の中で、当該職員による部下へのパワー・ハラスメントの認定があったことから、当該事案が判明しました。
当該職員への聞取りにより、約9ヶ月間にわたり、他の課員の前で、複数回、継続的に特定の部下に対し、度重なる叱責を行ったものです。

4 対策・方針
ハラスメント防止の取組を強化していくとともに、全職員に対し、服務規律の厳守や倫理意識の更なる向上、指導を徹底し、全職員が市民の皆さんの信頼を回復・確保させるため、職務の執行により一層、尽力してまいります。

令和8年3月27日

職員の懲戒処分について

- 1 該当者
主任主事 30代男性

- 2 処分内容
令和8年3月26日付 戒告

本件は、当該職員が同僚に対し、大声での叱責、暴言と併せ、机やドアを叩く等の威嚇を行い、精神的な苦痛を与え、ひいては職場環境を害することにつながったものです。

当該行為は、公務の円滑な執行と秩序維持に支障をきたし、市民の信頼を損なうものであり、責任は重いものであります。「大野城市懲戒処分の指針」の基準に照らし、「戒告」をもって処分することが妥当と判断いたしました。

- 3 事実内容
令和7年12月12日に、大野城市職員のハラスメントの防止に関する規程に基づく相談員に対し、当該職員による同僚へのハラスメントに関する相談があり、当該事案が判明しました。
当該職員及び第三者への間取りにより、当該職員が同僚に対し、12月1日に、大声での叱責、暴言と併せ、机やドアを叩く等の威嚇を行ったものです。

- 4 対策・方針
ハラスメント防止の取組を強化していくとともに、全職員に対し、服務規律の厳守や倫理意識の更なる向上、指導を徹底し、全職員が市民の皆さんの信頼を回復・確保させるため、職務の執行により一層、尽力してまいります。